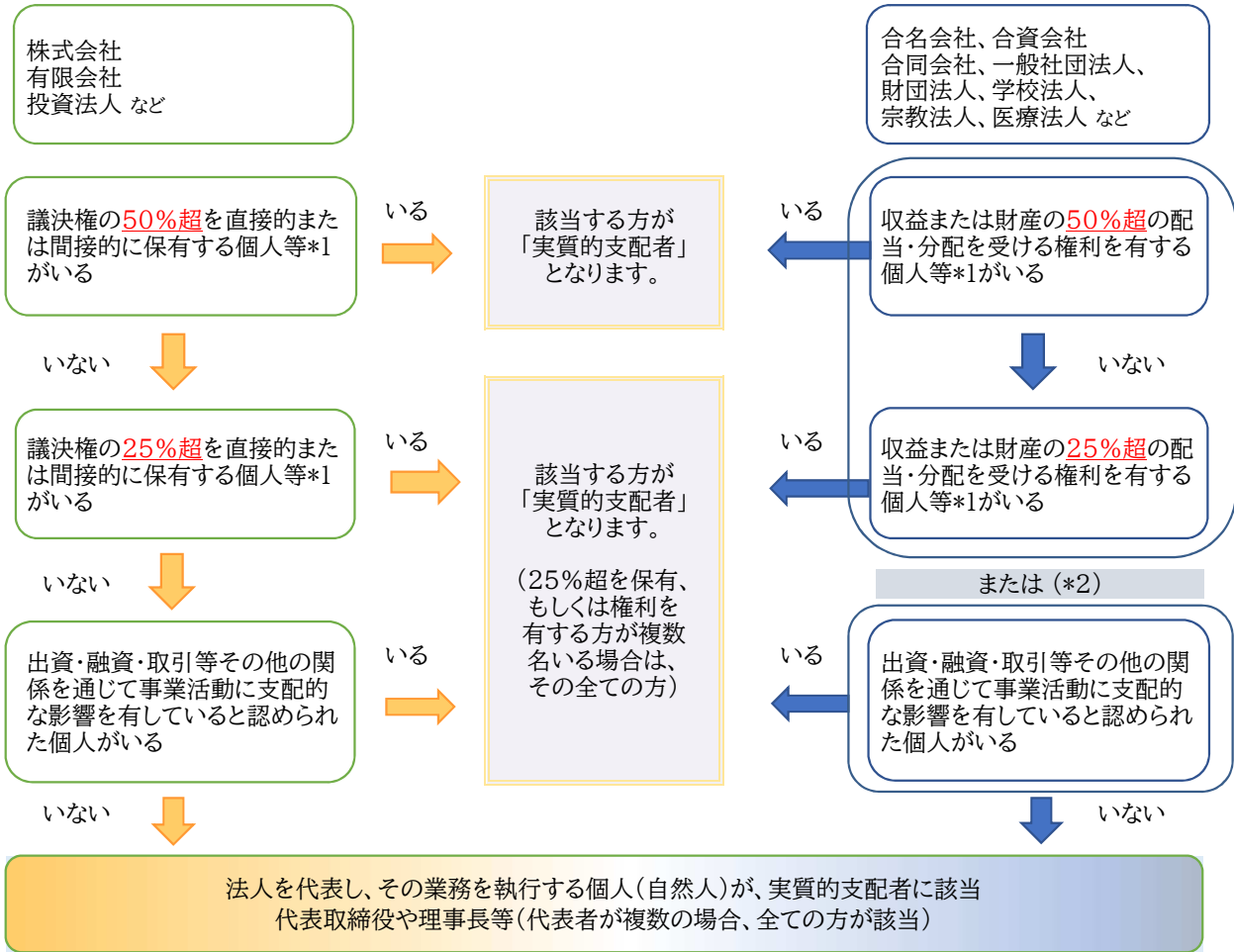


法人のお客様の「実質的支配者」確認フロー図

<資本多数決法人の場合>

<資本多数決法人以外の場合>



*1) 実質的支配者は、原則、個人(自然人)です。但し、国等(国・地方公共団体・上場会社その子会社等)の実質的支配者の確認は、個人(自然人)とみなすことにより確認の必要はないとされています。(犯収法施行規則11条4項)
*2) いずれも「いる」の場合には、両名が実質的支配者となります。

議決権の間接保有について

直接保有の例	間接保有の例		
<p>・個人AはB社の実質的支配者となる (B社の議決権51%を直接保有)</p>	<p>・①、②のケースのように、個人Aが間にあるC社(上場会社等ではない)の議決権の50%超を保有している場合のみ、間接保有分として議決権の算定に含めます。 ・③のように、間にあるC社(上場会社等ではない)の議決権の保有割合が50%以下のときは、AはB社の議決権を有していないとされ、実質的支配者には該当しません。</p>		
	<p>①</p>	<p>②</p>	<p>③</p>